

2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 施設で養育が必要な子ども数の見込み

<国の方針・方向性>

施設で養育が必要な子ども数の見込みを推計すること。

<国の示す留意点>

「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。

算出結果
令和 11 年度における代替養育見込数は、316 人（里親委託児童数 80 人 施設養育必要見込数 236 人）

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

<国の方針・方向性>

代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。

<国の示す留意点>

- ①施設で養育が必要な子ども数の見込み数や、在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実等といった施設による高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の見込みを把握
- ②各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画の検討状況・課題等について随時ヒアリングを行う
- ③大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね 10 年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。
- ④既存の施設内ユニット型施設についても、概ね 10 年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。
- ⑤小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケア

を行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。

⑥各都道府県における代替養育を必要とする子ども数の見込み、包括的な里親等支援体制の構築やそれを踏まえた里親等で養育可能な子ども数などを勘案して、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮すること。

今後の見込みと在り方等

(1) 施設で養育が必要な子どもの見込み数、在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実等といった施設による高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の見込み把握について

現在、堺市管児童養護施設と上記見込み数を調整中

(2) 堺市としてめざすべき高機能化及び小規模かつ地域分散化の在り方について

①児童養護施設の本体施設

本市において、過去から市内児童養護施設では、ケアニーズが高い児童を受け入れてきた現状がある。今後は、更に小規模化及びユニット化を図り、十分なケアが可能となるように、生活単位を見直す。また、専門職による集中的なケアが行えるように努める。

②地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア

「できる限り良好な家庭環境」をめざし、積極的な設置に努める。
本体施設の近隣に分園型小規模グループケアを設置し、職員の応援によりフォローできる体制や、当該施設2棟を併設することにより、突発的な対応に備える工夫等に努める。

(3) 堺市としてめざすべき多機能化・機能転換の在り方について

①一時保護受入体制の強化

安定的な一時保護の受入体制を整備するため、施設の定員外に一時保護専用施設を設けることにより、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在しないよう配慮を可能とするなど個々の子どもの状態に応じた適切な一時保護の実施をめざす。

②里親支援機能の強化

子ども相談所をフォスタリング機関として位置付ける場合は、里親支援専門相談

員における支援については、子ども相談所の対応方針を踏まえ十分な連携を図ること
とで、支援の一貫性や整合性が保たれるようにする。児童養護施設をフォスタリン
グ機関として位置付ける場合は、里親と養育チームとして協働するなど、里親支援
機能の更なる充実が求められる。

また、レスパイト・ケアの受入先として、里親家庭と日頃からの交流を行い支援
に繋げる。

③ショートステイ・トワイライトステイの更なる受入れ

これまで培ってきた子どもの養育の専門性を発揮し、児童養護施設としての更な
る小規模かつ地域分散化の取組により、機能転換された児童養護施設のスペースを
利用し、更なる受入れ枠の拡充をめざす。

(4) 堺市管児童養護施設における人材育成等について

①研修計画

- ・入職1から5年目までの職員に対して、計画的にカリキュラムを掲げ、職員一人が
業務を抱え込まないチームケア体制の構築を目指す。
- ・年度初めに個別研修計画を作成し、職員個人の課題解決・スキルアップに繋げ、施設
長との面談では、キャリアアップを見据えた目標を共有し、労働意欲を引き出す。
- ・組織としての経験年数に沿った研修計画を立て、スーパービジョン体制を確立し、O
J Tの充実を図っていく。
- ・O J Tの活用を推進するために、先輩・後輩職員とペアで実施するバディシステムを
より実践的なものとし、職員の専門性の向上とバーンアウト防止に努める。
- ・小規模化による養育のバラツキや質の低下に繋がらないように、外部の研修にも積極
的に参加する。
- ・直接処遇職員だけでなく、施設内全ての職員（調理部門等）との連携と共有化にも努
めた、より深い協同体制を確立する。

②職員確保の方策

- ・福祉職員養成校から実習生の受入れ
- ・養成校の実習期間中、担当教官による巡回訪問の機会に児童養護施設の現状をPR
- ・定期的に施設見学会等を開催し、福祉分野での就職を目指す学生に社会的養護を身近
に感じられる機会を提供する。
- ・1人でも多くの方に社会的養護の魅力を伝え、関心を持ってもらえるよう工夫する。
- ・ボランティア団体と協働し、休日を中心にボランティアを受け入れ、非常勤職員とし
ての支援の補助に繋げる。
- ・就職セミナーを実施する。

③職員間の連携・孤立防止

- ・小規模化による孤立化を防ぐために、「ケースを抱え込まないこと」を基本とし、基幹的等によるスーパービジョン体制を充実させ、組織体制の強化を図る。
- ・職員間のコミュニケーションを重視し、交流の場を設定する。
- ・福利厚生を活用してチームワーク力の向上に努め、職員間の距離感のバランスを重視し、孤立化を防ぐ。
- ・電子記録システムを導入し、担当職員間やユニット間情報の速やかな共有に努める。
- ・5月に職務取組計画、10月に振り返り、2月に人事考課を実施し、意思疎通を図る。